神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

令和８年11月
税 制 企 画 課

１　改正の内容

⑴　不動産取得税の課税標準の特例に係る申告等の様式の見直し

納税義務者の利便性向上及び事務の効率化を図る観点から、現行様式において求めている特例適用に係る税額計算の一部を納税義務者に求めない方式へ変更する等、所要の改正を行う。（附則第１号様式の４、附則第１号様式の５、第 79 号様式の２及び第 80 号様式）

⑵　県民税利子割用の更正請求書の見直し

業務の効率化を図る観点から、県民税利子割用の更正請求書の様式中に更正前後の額の「差引額」欄を新設するとともに、同様式を県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の３税目共通の更正請求書様式とし、県民税利子割に係る更正請求と手続の内容が共通する県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の更正請求についても、同様式を用いて行うことができるよう、所要の改正を行う。（別表第４、第45号様式の２）

⑶　更正請求書における備考欄の文言の整備

地方税法上の文言との整合性を図るため、各様式中、「申請人名義」を「請求人名義」に改める。（第45号様式及び第45号様式の２）

２　施行期日

公布の日